

二宮町中小企業金融対策資金利子補助要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町内の中小企業者が二宮町中小企業融資資金又は小規模事業者経営改善資金の貸付を受け、その借入金から発生する利子の一部につき予算の範囲内において補助することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号における用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 二宮町中小企業融資資金 二宮町中小企業金融対策資金預託要綱（平成元年4月1日施行）に基づく町中小企業金融対策資金の貸付を受けた者をいう。
- (2) 小規模事業者経営改善資金 日本政策金融公庫で実施している小規模事業者改善資金でかつ二宮町を管轄している小田原支店で貸付を受けた者をいう。

(補助の対象等)

第3条 補助は、次に掲げるものについて行う。

- (1) 貸付を受けている者が、当該年度の間はその貸付金の返済利子に対し、第6条の補助率で算出された額を補助する。

(補助の条件)

第4条 補助を受けることができる者は、申請日現在において、次の各号に掲げる要件を備えていなければならない。

- (1) 原則として1年以上町内に事業所を有し、現に営業をしていること。
- (2) 町税及び国民健康保険税を完納していること。
- (3) 小規模事業者経営改善資金の貸付は、二宮町商工会（以下「商工会」という。）が行う経営指導を受け、かつ日本政策金融公庫小田原支店（以下「公庫」という。）から発行される借用のわかる証書等の写しを有していること。ただし、貸付に係る融資の限度及び利率等においては、二宮町中小企業金融対策資金預託要綱第9条の規定を準用するものとする。

(補助金交付対象からの排除)

第5条 二宮町暴力団排除条例(平成23年条例第21号)第8条に規定する必要な措置として、次の各号のいずれかに該当するものは、補助金交付の対象としないものとする。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員。(以下「暴力団員」という。)

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団。

(3) 法人であって、代表者又は役員のうち暴力団員に該当する者があるもの。

(4) 法人格を持たない団体であって、代表者が暴力団員に該当するもの。

2 町長は、必要に応じて、補助金の交付の申請をした者又は交付の決定を受けた者が第1項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。

(補助率等)

第6条 補助率は、中小企業者が支払った利子の25%に相当する金額について補助する。

2 第9条に定める交付時期毎に算出された補助金額が100円未満であるとき又は、100円未満の端数を生じたときは全額又はその端数金額を切り捨てる。

3 前項の規定にかかわらず返済金(割賦返済の場合には、当該割賦返済金とする。)及び利子が所定の期日までに払込まれない場合は該当利子に対して補助はしない。

(補助金の交付申請)

第7条 利子の補助を受けようとする者は、各年度の補助対象期間終了日(3月31日)までに、二宮町中小企業金融対策資金利子補助金交付申請書(第1号様式)及びその他町長が認める書類を添えて町長に申請しなければならない。

2 小規模事業者経営改善資金の利子の補助を受けようとする者は、各年度の補助対象期間終了日(3月31日)までに、二宮町中小企業金融対策資金利子補助金交付申請書(第2号様式)に第3条第3項に規定する借用のわかる証書等の写し、公庫が発行する利子返済予定表の写し及びその他町長が認める書類を添えて町長に申請しなければならない。

3 第2条第1号に規定する貸付金において、前年度以前に利子の補助を受けていた者が、引き続き補助を受けようとする場合も同様とする。

(補助の交付決定)

第8条 町長は、前条の規定により利子補助金交付申請書により当該申請書が返済金及び利子の払込みをなしたことを確認のうえ補助金額を決定し、利子補助金交付決定通知書(第3号様式)によりその旨を当該申請者に通知するものとする。

(利子補助金の請求及び受領の委任)

第9条 利子補助金の交付決定を受けた者は、利子補助金の請求及び受領の権限を融資機関に委任するものとし、委任状(第4号様式)を町長に提出しなければならない。

2 小規模事業者経営改善資金貸付金の利子補助金の交付決定を受けた者は、前項の限りではない。

(補助金の交付時期)

第10条 町長は、第7条第1項の規定による交付決定をしたときは、速やかにこれを交付するものとする。

(利子補助金の交付手続き)

第 11 条 第 8 条第 1 項の規定による委任を受けた融資機関は、町長の指示に従い請求書（第 5 号様式）に二宮町中小企業金融対策資金利子補助金支払明細書及び計算書を添えて町長に提出しなければならない。

2 小規模事業者経営改善資金貸付金の利子補助金の交付決定を受けた者は、町長の指示に従い請求書（第 5 号様式）を町長に提出しなければならない。

3 町長は、第 1 項の請求に基づき利子補助金を融資機関に一括交付するものとする。

4 町長は、同条第 2 項の請求に基づき利子補助金を当該申請者に交付するものとする。

(補助対象設備の管理)

第 12 条 利子の補助を受けた者は、利子補助の開始の年度から終了の年度までの間において、次の各号に掲げる事態が生じた場合には、直ちにその旨を町長に報告しなければならない。

- (1) 補助対象となった設備の使用の中止又は廃止。
- (2) 補助対象となった設備の他への譲渡又は貸し出し。
- (3) 補助対象となった設備の位置の変更。
- (4) 企業の合併又は解散。
- (5) 企業の名称の変更。
- (6) 中小企業者としての資格の喪失。

(補助金の返還)

第 13 条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、補助金の交付決定を取消し若しくは変更し、又はすでに交付した補助金の全部もしくは一部を返還させることができる。

- (1) 中小企業者でなくなったとき。
- (2) 第 2 条第 1 項第 1 号に掲げる融資資金の利用を変更したとき。
- (3) 第 3 条各号に掲げる要件を失ったとき。
- (4) 前条第 1 号・第 2 号又は 4 号に該当するに至ったとき。
- (5) その他不正の方法により、補助金の交付を受けたとき。
- (6) 第 4 条第 1 項各号のいずれかに該当するとき。

附 則

この要綱は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金の交付について適用し、同日前の申請に係る補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金の交付について適用し、同日前の申請に係る補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

第3号様式（第8条関係）

第 号
年 月 日

殿

二宮町長

二宮町中小企業金融対策資金利子補助金交付決定通知書

年 月 日付け、申請のあった中小企業金融対策資金利子補助金の交付決定について、次のとおり決定したので通知します。

交付の可否	<input type="checkbox"/> 交付する <input type="checkbox"/> 交付しない (交付しない場合の理由)
交付金額	円
備考	この補助金については、二宮町中小企業金融対策資金利子補助要綱を厳守すること。

第4号様式（第9条関係）

委 任 状

私は、次の者を代理人として、二宮町中小企業金融対策資金利子補助要綱第2条に基づく補助金が交付されるときには、次の権利を委任します。

※ 年 月 日

二宮町長 殿

※委任者 住 所 _____

商 号 _____

氏 名 _____

代理人 住 所 _____

名 称 _____

代表者氏名 _____ 印

1. 二宮町中小企業金融対策資金利子補助金の請求及び受領に関すること。

※印のみ記入して下さい。

第5号様式（第11条関係）

請 求 書

金 額						円
-----	--	--	--	--	--	---

但し、 年度二宮町中小企業金融対策資金利子補助金として

別紙明細書のとおり

上記の金額を請求いたします。

年 月 日

(受任者) 住 所 _____

名 称 _____

代表者氏名 _____

二 宮 町 長 殿